

尾張旭市監査公表第17号

平成31年3月29日付け尾張旭市監査公表第10号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

都市整備部都市計画課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
尾張旭市ブロック塀等撤去工事費補助金交付要綱において、補助金の交付を受けようとする者から申込みがあったときは、その内容の審査をし、補助金交付対象者として決定しなければならないが、事業の申込みの段階において提出される申込書では交付の要件を審査することができない。	指摘事項に該当するものについては、尾張旭市ブロック塀等撤去工事費補助金交付要綱を改正し、適切に事務処理をするよう改善します。